

第2次琴平町自殺対策計画(素案)について、みなさまからのご意見を募集いたします。

平成28年の自殺対策基本法の改正で、自殺対策に関する地域間の格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられることを狙いとして、全ての都道府県及び市町村において「自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。

琴平町においては、「いのち支え合う ことひら安心プラン～琴平町自殺対策計画～」(以下、「本計画」という。)を改訂することで、総合的な自殺対策の取組方針等を示すとともに、自殺対策に係る事業を「生きる支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら町全体での取組を進め、「誰も自殺に追い込まれることのない」琴平町の実現をめざします。

つきましては、計画の策定にあたり、その計画(素案)について、町民のみなさまから広くご意見をいただくためにパブリックコメントを実施します。

計画(素案)の閲覧方法

(1) ホームページによる閲覧

琴平町公式ホームページアドレス <https://www.town.kotohira.kagawa.jp/>

(2) 役場での閲覧

場所 琴平町役場 1階 子ども・保健課

時間 8時30分から17時(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

意見を提出できる者

- (1) 町内に住んでいる人
- (2) 町内に通勤、通学している人
- (3) 町内で事業又は活動を行う法人や団体
- (4) 町に対して納税義務がある人、法人や団体
- (5) 本件の実施に関し利害関係のある人、法人や団体

意見の提出方法

意見は所定の様式に、住所及び氏名、フリガナ（団体の場合は、所在地及び団体名）を記入し、郵送、FAX、電子メール又は窓口へ持参のいずれかの方法で提出してください。なお、住所が町外の方は、勤務先、学校名又は利害関係等についても記入してください。

意見等の提出先

- (1) 郵送の場合：あて先 〒766-8502
香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10
琴平町役場 子ども・保健課
- (2) FAX の場合：送信先 0877-75-6724
- (3) 電子メールの場合：アドレス kodomohoken@town.kotohira.lg.jp
- (4) 窓口へ持参の場合：提出先 琴平町役場 1階 子ども・保健課

意見の提出期限

令和6年2月26日（月）から令和6年3月8日（金）17時（必着）

提出の際の留意事項

- (1) 氏名及び住所（団体の場合は団体名及び所在地）は必ず記載してください。記載されていない場合は、意見として受付できません。
また、住所又は所在地が町外の場合は、町内に所有する事務所もしくは事業所、勤務先、学校名を、納税義務がある場合や利害関係を有する場合は、その旨と内容についても記載してください。
- (2) 電話による意見等の受付及び個別回答はいたしません。

提出された意見の公表

提出された意見については、内容を簡単にまとめ、町の考え方を付して、町のホームページで公表します。

※お問い合わせ

琴平町役場 子ども・保健課 電話 0877-75-6705
電子メール kodomohoken@town.kotohira.lg.jp